

第80期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所

当社本店 新木場タワー 1階 大ホール
東京都江東区新木場一丁目7番22号

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件



JKホールディングス株式会社

証券コード：9896

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1 当社ウェブサイト <https://www.jkhd.co.jp/>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。



2 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（JKホールディングス）または証券コード（9896）を入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。



なお、当日ご出席いただくほかに、次の何れかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2026年6月24日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使下さいませ**ようお願い申し上げます。



書面による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。



電磁的方法 インターネット等による 議決権行使

後記（4頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の御案内に従って、上記の行使期限までに議案の賛否をご入力いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時 受付開始：午前9時
場 所	東京都江東区新木場一丁目7番22号 当社本店 新木場タワー1階 大ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
目的事項	報告事項 1. 第80期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第80期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がなされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ▶ ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
- ▶ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ▶ 当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時20分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時20分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2026年6月24日（水曜日）午後5時20分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ・「次へすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主各位への安定的かつ継続的な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金30円

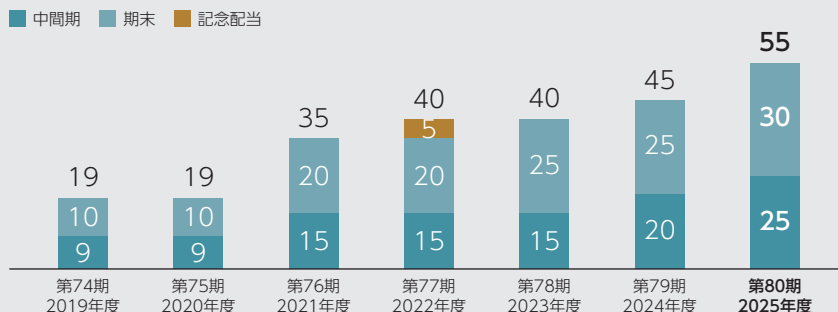
総額 786,772,680円

なお、当期の中間配当金につきましては1株につき2025年12月2日に25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき55円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

ご参考
1株当たり
配当金の推移
(単位：円)



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	あおき けいいちろう 青木 慶一郎	再任	代表取締役社長	100% (25回/25回)
2	よしだ あきら 吉田 輝	再任	代表取締役専務 経営企画本部長兼サステナビリティ推進室長	100% (25回/25回)
3	おがわ あきのり 小川 明範	再任	取締役	88% (22回/25回)
4	こやなぎ たつお 小柳 龍雄	再任	取締役	100% (25回/25回)
5	よしだ たかし 吉田 隆	再任	取締役特別顧問	100% (25回/25回)
6	かわち たかのり 河内 尊教	新任	経営管理本部付部長兼財務経理部付部長	— (一回/一回)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。



候補者番号

1

あおき けい い ち ろ う

青木 慶一郎

再任

生年月日 1967年11月11日生
 取締役会への出席状況 100% (25回/25回)
 所有する当社の株式数 91,925株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 (株)丸吉 (現 J Kホールディングス(株)) 入社
 2002年 4月 当社営業推進本部営業企画室長兼住宅保証部長
 2003年10月 (株)キーテック取締役
 2004年 4月 同社代表取締役専務
 2004年 6月 当社取締役
 2008年 4月 当社取締役管理本部副本部長
 ジャパン建材(株)専務取締役管理本部長
 2009年 4月 当社取締役経営管理本部グループ経営企画室長
 2010年10月 当社専務取締役経営管理本部グループ経営企画室長
 2013年 4月 当社取締役副社長経営管理本部グループ経営企画室長
 ジャパン建材(株)取締役副社長
 2014年 4月 当社代表取締役社長経営管理本部長
 ジャパン建材(株)取締役 (現任)
 2022年 7月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

青木慶一郎氏は1992年の入社以来、国内外の販売、製造、企画、管理等、当社グループの主要部門において広く経験を積んだ後、2014年からは当社代表取締役社長として経営戦略の立案や経営管理全般を指揮、統括しております。当社グループが、「企業は人 人は心」の精神を忘れず、企業理念である「快適で豊かな住環境の創造」の実現を果たすためには同氏の強力なリーダーシップが不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

2

よしだ あきら

吉田 輝

再任

生年月日 1986年7月14日生
 取締役会への出席状況 100% (25回/25回)
 所有する当社の株式数 22,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年 4月 三井不動産(株)入社
 2011年 6月 三井不動産レジデンシャル(株)出向
 2016年 4月 三井不動産(株)商業施設本部長
 2017年 4月 当社入社 グループ経営企画室付室長
 2018年 4月 当社経営管理本部副本部長兼グループ経営企画室長
 2018年 6月 当社取締役経営管理本部副本部長兼グループ経営企画室長
 ジャパン建材(株)取締役 (現任)
 2018年10月 当社取締役経営管理本部副本部長兼グループ経営企画室長兼総務広報部長
 2022年 7月 当社取締役経営企画本部長兼グループ経営企画室長兼サステナビリティ推進室長
 2023年 4月 当社常務取締役経営企画本部長兼グループ経営企画室長兼サステナビリティ推進室長
 2025年 4月 当社代表取締役専務経営企画本部長兼グループ経営企画室長兼サステナビリティ推進室長
 2026年 4月 当社代表取締役専務経営企画本部長兼サステナビリティ推進室長 (現任)

取締役候補者とした理由

吉田輝氏は、大手不動産会社にて不動産の仕入れ、販売、企画等広く経験を積み、当社入社後は、その知見を活かしてグループ経営の推進、改革に取り組んでおります。足元では、当社の伝統とも言えるM&Aの推進や、当社グループの業務運営と一体をなすサステナビリティ課題への対応にもリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

3

おがわ あぎのり

小川 明範

再任

生年月日 1969年8月21日生
 取締役会への出席状況 87.5% (22回/25回)
 所有する当社の株式数 26,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 伊藤忠商事(株)入社
 2006年 4月 当社入社 執行役員営業推進本部副本部長
 2006年10月 当社執行役員経営本部副本部長兼経営企画室長
 2008年 6月 当社取締役経営本部副本部長兼経営企画室長
 2009年 4月 当社取締役 (現任)
 ジャパン建材(株)専務取締役
 2010年10月 同社代表取締役専務
 2013年 4月 同社代表取締役社長
 2019年 4月 同社代表取締役社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

小川明範氏は、大手総合商社にて経営管理部門や海外駐在等の業務を通じ、営業、審査、財務経理等幅広い経験を積んだ後、2006年に当社に入社しました。以来、一貫して当社営業部門のトップマネジメントとして、当社の成長拡大を牽引してきました。2013年以降は、当社グループの中核事業子会社ジャパン建材株式会社の代表取締役社長執行役員としてリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

4

こやなぎ たつお

小柳 龍雄

再任

生年月日 1964年10月6日生
 取締役会への出席状況 100% (25回/25回)
 所有する当社の株式数 17,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 (株)丸吉 (現 J Kホールディングス(株)) 入社
 2007年10月 ジャパン建材(株)合板部長
 2009年10月 同社執行役員合板部長
 2011年 4月 同社執行役員営業本部副本部長
 2012年 4月 同社取締役
 2013年 4月 同社常務取締役営業本部副本部長
 2016年 4月 同社専務取締役
 2016年 6月 当社取締役 (現任)
 2019年 4月 同社取締役副社長執行役員営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

小柳龍雄氏は、1987年の入社以来一貫して営業部門に携わり、当社グループの成長拡大に貢献してきました。2019年からは当社グループの中核事業子会社ジャパン建材株式会社の取締役副社長執行役員営業本部長に就任し、名実ともに同社および当社グループの営業の責任者としての職責を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

5

よ し だ た か し

吉田 隆

再任

生年月日 1946年11月10日生
取締役会への出席状況 100% (25回/25回)
所有する当社の株式数 710,785株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 9月 ㈱丸吉 (現 JKホールディングス㈱) 入社
1985年 6月 同社取締役
1986年 6月 同社常務取締役
1990年 3月 同社代表取締役専務業務管理本部長
1997年 4月 同社代表取締役副社長
1998年10月 当社代表取締役副社長業務管理本部長
2003年 4月 当社代表取締役副社長最高財務責任者 (CFO) 兼業務管理本部長
2006年10月 JKホールディングス㈱代表取締役副社長最高財務責任者 (CFO) 兼管理本部長
ジャパン建材㈱取締役 (現任)
2009年 6月 当社代表取締役社長経営管理本部長
2014年 4月 当社代表取締役副会長
2016年 6月 当社代表取締役会長
2022年 6月 当社取締役会長
2024年 4月 当社取締役特別顧問 (現任)

取締役候補者とした理由

吉田隆氏は、長年にわたり代表取締役として当社の経営を指揮するとともに、経営管理面全般の強化に尽力し当社の成長拡大を牽引してきました。その実績に加え、建材業界全般にわたる豊富な知識、経験を有しており、その能力、知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

6

か わ ち た か の り

河内 尊教

新任

生年月日 1970年9月27日生
取締役会への出席状況 -% (一回/一回)
所有する当社の株式数 -株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 商工組合中央金庫入庫
2017年 3月 同庫下関支店長
2019年 4月 同庫経営戦略室長
2024年 4月 同庫コンプライアンス統括部長
2025年10月 当社出向経営管理本部付部長兼財務経理部付部長 (現任)
ジャパン建材㈱出向管理本部付部長 (現任)

取締役候補者とした理由

河内尊教氏は、政府系金融機関において、支店経営のほか、経営戦略、コンプライアンス統括等幅広い経験を積み、その知見を活かし管理部門の責任者としてリーダーシップを発揮しております。また、当社グループの経営基盤をより堅固なものとするため、ガバナンスの高度化にも注力していることから、取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役青木慶一郎氏、吉田輝氏、小川明範氏、小柳龍雄氏及び吉田隆氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償することとしております。これら5氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任の取締役として河内尊教氏が選任された場合も同様に本補償契約を締結する予定としております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役田端裕和氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。また、館崎和行氏は田端裕和氏の補欠として選任されるため、当社定款の定めに従いその任期を引き継ぐこととなります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
たてざき かずゆき 館崎 和行	新任 取締役 経営管理本部長兼財務経理部財務担当部長	100% (25回/25回)

新任 新任取締役候補者

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。



たてざき かずゆき
館崎 和行

新任

生年月日 1961年5月28日生
取締役会への出席状況 100% (25回/25回)
所有する当社の株式数 11,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 商工組合中央金庫入庫
2005年 3月 同庫水戸支店長
2008年 8月 同庫福山支店長
2013年 6月 同庫調査部長
2015年 9月 当社出向経営管理本部財務経理部長付部長
ジャパン建材(株)管理本部長付部長
2016年 6月 当社取締役経営管理本部財務経理部財務担当部長
ジャパン建材(株)取締役常務執行役員
2017年 4月 同社常務取締役管理本部長
2018年 4月 当社取締役経営管理本部副本部長兼財務経理部財務担当部長
2019年 4月 同社取締役常務執行役員管理本部長 (現任)
2022年 7月 当社取締役経営管理本部長兼財務経理部財務担当部長
兼総務部長
2023年 4月 当社取締役経営管理本部長兼財務経理部財務担当部長
(現任)

取締役候補者とした理由

館崎和行氏は金融、財務、企業統治等に関する豊富な知識・経験を当社の経営に生かしていただきたいため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役谷内豊氏、松田昭博氏及び松谷美和氏との間で期待された役割を十分に発揮できるよう3氏との責任限定契約を締結しております。また、新任の候補者舘崎和行氏においても選任された場合、新たに責任限定契約を締結する予定としております。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、監査等委員である取締役である谷内豊氏、松田昭博氏及び松谷美和氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償することとしております。新任の候補者である舘崎和行氏は取締役在任中に本補償契約を締結しており、新たに監査等委員である取締役に選任された場合は、本補償契約を継続する予定としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。新任の候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

取締役のスキルマトリクス

取締役候補者のスキルマトリクス

(第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合)

取締役の主な経験と専門性は、次のとおりであります。(監査等委員である取締役を除く。)

氏名	スキル							
	企業経営 経営戦略	業界経験	営業 マーケティング	製造 技術	国際事業 海外知見	HR 人事戦略	財務会計 ファイナ ンス	リスクマ ネジメン ト法務
青木慶一郎	○	○	○	○	○	○		
吉田 輝	○		○					○
小川 明範	○	○	○		○	○		
小柳 龍雄	○	○	○					
吉田 隆	○	○				○	○	
河内 尊教	○						○	○

監査等委員である取締役のスキルマトリクス

(第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合)

取締役の主な経験と専門性は、次のとおりであります。

氏名	スキル							
	企業経営 経営戦略	業界経験	営業 マーケティング	製造 技術	国際事業 海外知見	HR 人事戦略	財務会計 ファイナ ンス	リスクマ ネジメン ト法務
舘崎 和行	○						○	○
谷内 豊	○				○		○	
松田 昭博	○				○		○	
松谷 美和							○	○

以上

I JKホールディングスグループの現況

1. 当連結会計年度の事業概況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が着実に進み、個人消費は緩やかながらも持ち直しの動きが見られました。また、企業収益は総じて高水準を維持し、設備投資も底堅く推移するなど、景気の回復基調は概ね継続しました。一方、米国をはじめとする海外経済の不透明感や地政学的リスクの高まり、物価上昇の長期化に伴う消費者マインドへの影響、為替相場の変動、資材・エネルギーコストの上昇など、先行きに対する不透明感は払拭されない状況が続きました。

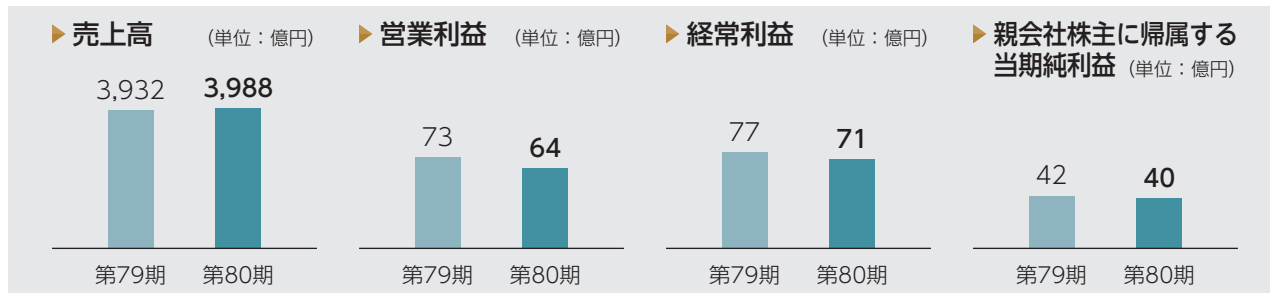
当社グループが属する住宅業界では、建材や住宅設備の価格上昇や職人不足による建築費高騰、2025年4月1日施行の建築基準法等の制度改正に伴う駆け込み需要の反動もあり、新設住宅着工戸数は低調に推移し、金利上昇局面における住宅ローン利用者の慎重姿勢も見受けられました。他方、リフォーム・リノベーション需要は相応の底堅さを維持しており、既存ストック活用への関心の高まりが引き続き業界全体を下支えしましたが、明確な回復の兆しを見出すことが難しい状況となりました。

このような状況下、当社グループは、当連結会計年度からの3カ年を対象とする新中期経営計画『Value Proposition 27』をスタートさせ、「価値提案によるパートナーとの結びつき強化」を実現し更なる成長を果たすべく、「基盤事業の強化」「事業領域の拡張と深耕」「持続可能な経営基盤構築」「人的資本経営の実践」の4つの柱を立て、4つの柱ごとに諸施策を展開しております。当連結会計年度においても、M&Aを通じた拠点整備を図る一方で、グループ経営の合理化に向けた組織再編を実施し、機関投資家との対話を充実させるとともに自己株式の取得を行うなど、資本コストや株価を意識した経営の実践に努めております。

この結果、当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

売上高は3,988億20百万円(前期比1.4%増)と、「ウッドショック」によりレコードを大きく更新した2022年度に次ぐ水準となりました。利益面では、厳しい環境下、総合建材卸売事業及び総合建材小売事業が、前期と比較し減益となりましたが、合板製造・木材加工事業につきましては赤字幅を圧縮させることができました。

この結果、営業利益は64億34百万円(同12.6%減)、経常利益は71億51百万円(同8.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は40億33百万円(同5.8%減)となりました。期初計画との比較では売上はほぼ計画並み、営業利益は計画比△19.6%、経常利益は同△10.6%、親会社株主に帰属する当期純利益は同△19.3%と減少となりました。



セグメントの業績は次のとおりであります。



総合建材 卸売事業

売上高 **3,310億72百万円**

(前期比2.0%増)

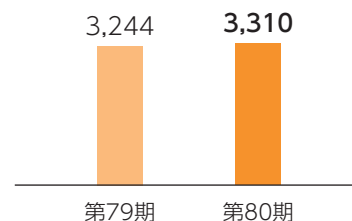
営業利益 **63億62百万円**

(前期比7.5%減)

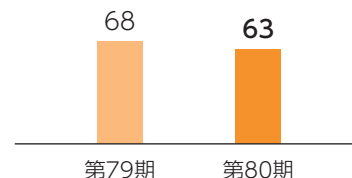
木材や合板等の素材類は、市況に底打ち感が出てきたものの、需要は弱く一進一退の状況が続いております。その他建材、住宅設備等の価格はなお上昇傾向にあります。このような中、中核のジャパン建材株式会社をはじめ各社各様に、新規開拓などにより売上のボリュームを確保しつつ、仕入れのコントロールや付加価値の高い商材の提案等に努め、売上は前年同期より増収、粗利率はほぼ前年同期と同水準を確保しましたが、人件費や運賃の増加をカバーしきれず減益となりました。

この結果、当事業の売上高は3,310億72百万円（前期比2.0%増）、営業利益は63億62百万円（同7.5%減）と増収減益になりました。

▶ 売上高 (単位：億円)



▶ 営業利益 (単位：億円)



合板製造・ 木材加工事業

売上高 **113億42百万円**

(前期比4.4%減)

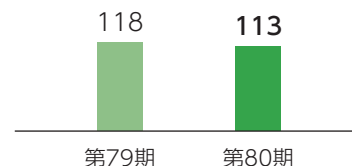
営業損失 **6億21百万円**

(前期は8億83百万円の損失)

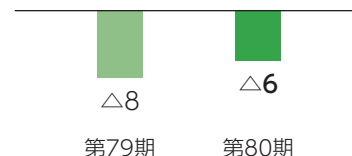
当事業中核の株式会社キーテックは、ロシア産輸入単板の入荷停止により主力のキールラム（LVL）事業が苦戦しておりましたが、製造及び営業両面での努力が実り、当連結会計年度においては、増収増益基調で推移いたしました。一方、国産合板は市況の底打ちも販売価格、販売量とも弱含み、減収減益となっております。2025年11月に、同社はティンバラム株式会社から大断面集成材の製造・販売・加工・施工事業を会社分割により承継、またM&Aによる事業譲受によりポリ化粧板の販売事業を承継しました。既存事業部とのシナジーを発揮し今後の成長につなげてまいります。

この結果、当事業の売上高は113億42百万円（前期比4.4%減）、営業損失は6億21百万円（前期は8億83百万円の損失）となりました。

▶ 売上高 (単位：億円)



▶ 営業損失 (△) (単位：億円)





総合建材 小売事業

売上高

512億41百万円

(前期比2.9%減)

営業利益

8億8百万円

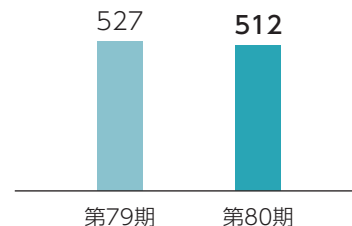
(前期比27.0%減)

総合建材小売事業につきましては、毎年度、積極的にM&Aを推進するとともに適宜組織再編を実施し、各地の事業承継ニーズに応えながら、グループのネットワークをダイナミックに拡大しております。2025年4月に、前連結会計年度にジャパン建材株式会社の子会社とした株式会社山田木材を同社富山営業所に統合し、2025年10月に、当社連結子会社の株式会社坂田建材を同株式会社ブルケン東日本に吸収合併しております。

当事業の売上高は512億41百万円（前期比2.9%減）、営業利益は8億8百万円（同27.0%減）となりました。

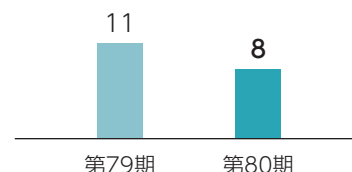
▶ 売上高

(単位：億円)



▶ 営業利益

(単位：億円)



その他の事業

売上高

51億63百万円

(前期比25.9%増)

営業損失

2億89百万円

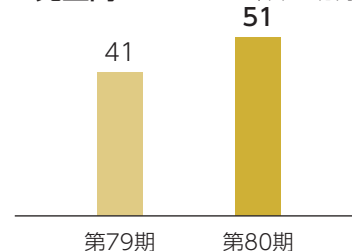
(前期は58百万円の利益)

その他には、建材小売店の経営指導を中心にフランチャイズ事業を展開している株式会社ハウス・デポ・ジャパンのほか、建築工事業の子会社5社、物流関係の子会社等7社及び純粋持株会社でありますJKホールディングス株式会社の一部事業等を区分しております。

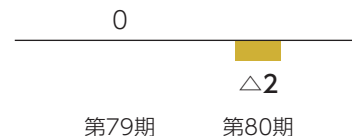
当事業の売上高は51億63百万円（前期比25.9%増）と、営業損失は2億89百万円（前期は58百万円の営業利益）となりました。

▶ 売上高

(単位：億円)



▶ 営業利益又は営業損失 (△) (単位：億円)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は19億56百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

事業区分	会社名	所在地	設備の内容
総合建材小売事業	京都板硝子株式会社	京都府京都市	事務所倉庫
総合建材卸売事業	通商株式会社	大阪府岸和田市	事務所倉庫
その他	J Kホールディングス株式会社	愛知県高浜市	賃貸不動産

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

事業区分	会社名	所在地	設備の内容
合板製造・木材加工事業	株式会社キーテック	千葉県木更津市	機械設備

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

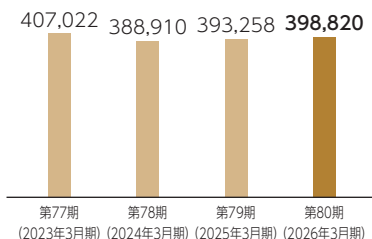
(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

		第77期 (2023年3月期)	第78期 (2024年3月期)	第79期 (2025年3月期)	第80期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	407,022	388,910	393,258	398,820
経常利益	(百万円)	10,300	8,670	7,797	7,151
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,686	5,049	4,283	4,033
1株当たり当期純利益	(円)	224.85	174.67	148.18	148.87
総資産	(百万円)	225,408	234,564	222,968	217,677
純資産	(百万円)	57,897	63,107	65,707	66,280
1株当たり純資産額	(円)	1,937.49	2,111.68	2,200.84	2,445.44

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。

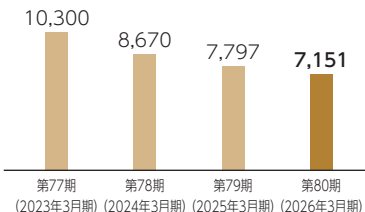
売上高

(単位：百万円)



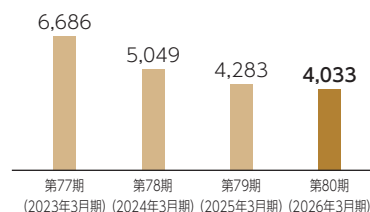
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

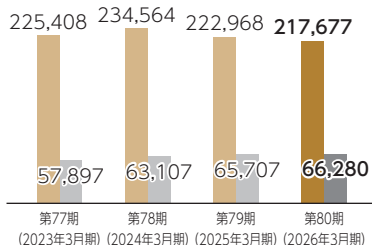
(単位：百万円)



総資産/純資産

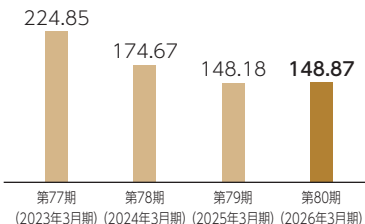
(単位：百万円)

■ 総資産 ■ 純資産



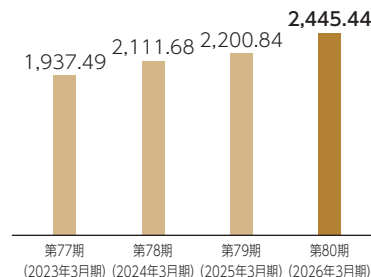
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



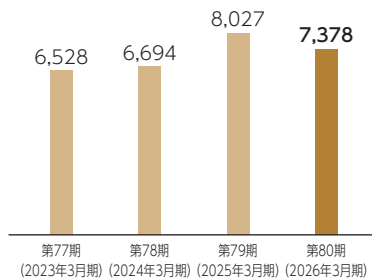
(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

		第77期 (2023年3月期)	第78期 (2024年3月期)	第79期 (2025年3月期)	第80期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	6,528	6,694	8,027	7,378
経常利益	(百万円)	1,308	888	1,539	1,493
当期純利益	(百万円)	2,676	979	1,449	1,519
1株当たり当期純利益	(円)	90.00	33.87	50.15	56.08
総資産	(百万円)	65,791	66,747	67,892	72,246
純資産	(百万円)	26,917	27,330	27,111	24,749
1株当たり純資産額	(円)	930.68	945.44	938.02	943.73

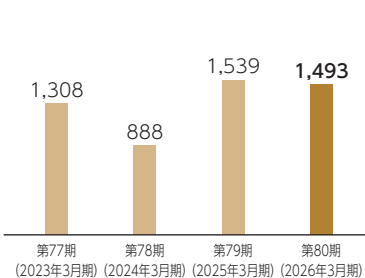
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。

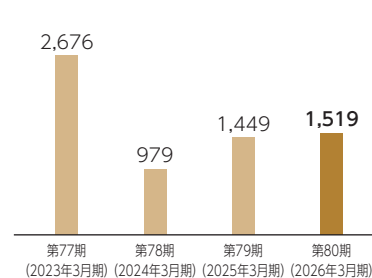
売上高 (単位：百万円)



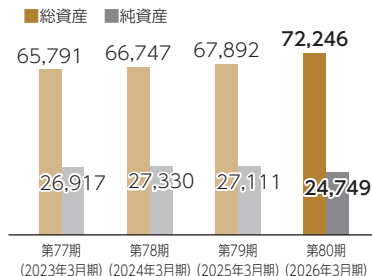
経常利益 (単位：百万円)



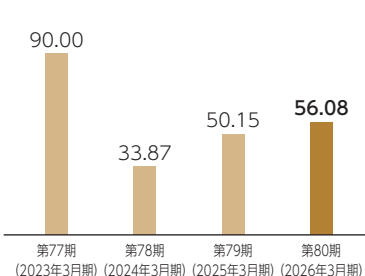
当期純利益 (単位：百万円)



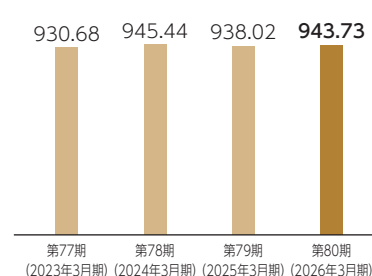
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主な事業内容
ジャパン建材株式会社	100	100.0	総合建材卸売事業
通商株式会社	490	100.0	総合建材卸売事業
物林株式会社	50	100.0	総合建材卸売事業
株式会社ミトモク	90	100.0	総合建材卸売事業
株式会社銘林	99	100.0	総合建材卸売事業
株式会社KEY BOARD	20	100.0	総合建材卸売事業
株式会社キーテック	268	95.4	合板製造・木材加工事業
株式会社ブルケン・マルタマ	30	100.0	総合建材小売事業
株式会社ハウス・デポ・プラス	10	100.0	総合建材小売事業
株式会社ブルケン関東	30	100.0	総合建材小売事業
株式会社ブルケン東日本	30	100.0	総合建材小売事業
株式会社ブルケン・ウエスト	30	100.0	総合建材小売事業
太平洋建材株式会社	20	100.0	総合建材小売事業

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

4. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社グループは住宅建築資材の流通業を主要事業とし、「快適で豊かな住環境の創造」という企業理念の下、より良い住宅資材を、適正価格で、お客様の要望される場所へタイムリーにお届けすることを目標に営業活動を展開しております。また、単にモノを販売するだけでなく、お取引先である建材販売店や工務店などに経営のノウハウを提供することで、お取引先との共存共栄を図る仕組みづくりにも取り組んでおります。

純粋持株会社である当社がグループの経営管理機能を一段と強化し、事業展開の判断の迅速化と経営の透明性の向上に努めるとともに、グループ各社が連携して高い総合力を発揮できる企業グループを形成し、株主価値の更なる向上を目指したグループ経営を推進してまいります。

(2) 中期経営計画（2025年度～2027年度）の取り組み

前期のわが国経済は雇用・所得環境の改善が着実に進み、個人消費は緩やかながらも持ち直しの動きが見られました。また、企業収益は総じて高水準を維持し、設備投資も底堅く推移するなど、景気の回復基調は概ね継続しました。一方、米国をはじめとする海外経済の不透明感や地政学的リスクの高まり、物価上昇の長期化に伴う消費者マインドへの影響、為替相場の変動、資材・エネルギーコストの上昇など、先行きに対する不透明感は払拭されない状況が続いております。

そのような状況下、当社グループは中核事業である建築資材流通事業のシェア拡大と事業領域の拡張を通じた成長拡大路線を堅持しつつ、2030年度をターゲットイヤーとした『Brand-New JKHD 2030』に向けて、『Value Proposition 27』をスタートさせ、「価値提案によるパートナーとの結びつき強化」を実現し更なる成長を果たすべく、「基盤事業の強化」「事業領域の拡張と深耕」「持続可能な経営基盤構築」「人的資本経営の実践」の4つの柱を立て、4つの柱ごとに諸施策を展開しております。

① 基盤事業の強化

中核事業と位置付ける木質建材流通事業における更なるシェア拡大を目指した積極的拡販施策の実施と同時に、グループ内における各種経営合理化施策の推進

- ・ 社会環境の変化に対応する新たな価値提案の推進
- ・ 全体最適視点での業務改革の推進
- ・ M&Aを通じた拠点整備と経営合理化を目的とした組織再編

② 事業領域の拡張と深耕

木質建材流通にとらわれない新たな商材・業態への挑戦と、海外マーケットにおける建材卸売事業の拡張

- ・ 製造業、工事業、EC事業等の既存隣接事業の収益最大化
- ・ ワンストップ体制構築と木質建材にとらわれない周辺建築資材の拡販
- ・ 海外建材卸売事業の拡張

③ 持続可能な経営基盤構築

持続可能な社会実現に向けた脱炭素への取り組みを継続すると共に、社会の公器として高いレベルでのコンプライアンス意識の醸成と様々なステークホルダーとのリレーションシップ強化

- ・ 取締役会の実効性向上を通じたガバナンス強化とコンプライアンス徹底
- ・ 業務効率化とレジリエントな運営を目指したITシステム・インフラ整備
- ・ ステークホルダーコミュニケーションの強化と透明性向上

④ 人的資本経営の実践

経営戦略を確実に実行するための人材育成と「働きがい（働きやすさ＋やりがい）」を追求した組織運営基盤の構築

- ・基礎教育プログラムの充実によるスキル底上げ
- ・【自立・協働・共創型人材】の育成
- ・人材ポートフォリオの可視化及び育成方針策定
- ・グループ全体を含めた経営理念浸透と「当社らしい」良好な企業風土醸成

5. 企業集団の主要な事業セグメント (2026年3月31日現在)

当連結グループの事業区分は、建築資材を商社及びメーカー等から仕入販売している総合建材卸売販売事業と合板を製造販売、木材を加工販売している事業、建築資材を小売販売している総合建材小売事業及びその他に区分しております。

各事業区分の主要商品及び製品は以下のとおりであります。

事業区分	売上区分	主要商品及び製品
総合建材卸売事業	合板	ラワン合板、針葉樹合板、雑木合板等
	合板二次製品	木質内装材、化粧合板、床材、天井材、外装材等木質系建材
	建材	石膏ボード、パーティクルボード、ハードボード、サイディング、断熱材、床材、壁面材、天井材等非木質系建材
	住宅機器	玄関ドア、下駄箱、階段、収納セット、家具、キッチン、洗面化粧台、浴槽、トイレ用品、窓周り商品、照明器具、家電製品等
	その他	建築工事請負
合板製造・木材加工事業	合板等	針葉樹合板、構造用LVL（単板積層材）、構造用集成材、2×4パネル
総合建材小売事業	合板	ラワン合板、針葉樹合板、雑木合板等
	合板二次製品	木質内装材、化粧合板、床材、天井材、外装材等木質系建材
	建材	石膏ボード、パーティクルボード、ハードボード、サイディング、断熱材、床材、壁面材、天井材等非木質系建材
	住宅機器	玄関ドア、下駄箱、階段、収納セット、家具、キッチン、洗面化粧台、浴槽、トイレ用品、窓周り商品、照明器具、家電製品等
	その他	建築請負工事
その他	その他	フランチャイズ事業、不動産賃貸業、倉庫及び運送業、建設工事業、旅行業、保険代理業、住宅ローン仲介業、EC事業、管理事業

6. 企業集団の主要拠点 (2026年3月31日現在)

(1) 総合建材卸売事業

ジャパン建材株式会社	本 社	東京都江東区
	営業部	首都圏第一営業部（東京都）、首都圏第二営業部（神奈川県）、首都圏第三営業部、首都圏第四営業部（以上埼玉県）、首都圏第五営業部（東京都）、関東営業部（群馬県）、東北営業部（宮城県）、北海道営業部（北海道）、中部営業部（愛知県）、関西営業部（大阪府）、中国営業部（広島県）、四国営業部（愛媛県）、九州営業部（福岡県）
	営業所	各営業部の傘下に、北は北海道から南は沖縄まで、95の営業所等があります。
通商株式会社	本 社	大阪府大阪市北区
	支 店	大阪支店、鳥飼支店、泉北支店（以上大阪府）、加古川支店、西宮支店（以上兵庫県）、木津川支店（京都府）、東海支店（愛知県）、福岡支店、久留米支店（以上福岡県）、鈴鹿支店（三重県）、四国支店（愛媛県）、山口支店（山口県）、熊本支店（熊本県）、倉敷支店（岡山県）、東京支店（東京都）
物林株式会社	本 社	東京都江東区
	営業部	木材営業部、住環境システム部、国産材事業推進部、環境・景観事業部、建設事業部、ランドスケープ事業部（以上東京都）、国産材営業部、建設資材営業部（以上北海道）
株式会社ミトモク	本 社	茨城県水戸市
	営業所	日立営業所、土浦営業所（以上茨城県）、鹿沼営業所（栃木県）
株式会社銘林	本 社	東京都江東区
	営業所	水戸営業所（茨城県）、群馬営業所（群馬県）、千葉営業所（千葉県）、長野営業所、松本営業所（以上長野県）、新潟営業所（新潟県）、郡山営業所（福島県）、仙台営業所（宮城県）、札幌営業所（北海道）、清水営業所（静岡県）、東京営業所、江東営業所（以上東京都）、埼玉営業所（埼玉県）

(2) 合板製造・木材加工事業

株式会社キーテック	本 社	東京都江東区
	工 場	木更津工場（千葉県）、山梨工場（山梨県）、大館工場、釈迦内工場（以上秋田県）
ティンバラム株式会社	本 社	秋田県南秋田郡
	工 場	五城目工場（秋田県）

(3) 総合建材小売事業

株式会社 ブルケン・マルタマ	本 社	東京都調布市
	営業所	調布営業所、多摩営業所、国分寺営業所、西東京営業所（以上東京都）、上越営業所（新潟県）、長野営業所（長野県）、甲府営業所（山梨県）、坂戸営業所、行田営業所、岩槻営業所（以上埼玉県）、前橋営業所（群馬県）
株式会社 ハウス・デポ・プラス	本 社	愛知県一宮市
	支 店	宮城営業所（宮城県）、埼玉営業所（埼玉県）、大阪営業所（大阪府）、福岡営業所（福岡県）
株式会社 ブルケン関東	本 社	千葉県習志野市
	営業所	習志野営業所、千葉営業所、成田営業所、松戸営業所（以上千葉県）、草加営業所（埼玉県）、横浜営業所、綾瀬三栄営業所、小田原営業所（以上神奈川県）、沼津営業所、御殿場営業所（以上静岡県）、江戸川営業所（東京都）、鹿島営業所（茨城県）
株式会社 ブルケン東日本	本 社	宮城県仙台市
	営業所	福島営業所、郡山営業所、会津営業所、いわきダイエイ営業所（以上福島県）、仙台営業所、原町営業所（以上宮城県）、秋田営業所、横手営業所（以上秋田県）、寒河江営業所（山形県）、青森営業所、つがる営業所、軽米営業所、上北営業所、十和田営業所、八戸営業所（以上青森県）、札幌営業所、旭川営業所、小樽営業所、苫小牧営業所、湧別営業所、紋別営業所、北見営業所（以上北海道）、坂田花巻営業所、坂田盛岡営業所、坂田宮古営業所、坂田奥州営業所（以上岩手県）
株式会社 ブルケン・ウエスト	本 社	福岡県宗像市
	営業所	福岡営業所、北九州営業所、朝倉営業所、宗像営業所、行橋営業所、飯塚営業所、久留米営業所（以上福岡県）、大分営業所（大分県）、下関営業所（山口県）、原口建材店（熊本県）、霧島営業所、鹿児島営業所、鹿屋営業所、北薩営業所（以上鹿児島県）

(4) その他

J Kホールディングス 株式会社	本 社	東京都江東区
株式会社 ハウス・デポ・ジャパン	本 社	東京都江東区

7. 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
総合建材卸売事業	1,583 (433) 名	48名増 (15名減)
合板製造・木材加工事業	436 (88) 名	38名減 (11名増)
総合建材小売事業	978 (66) 名	30名減 (11名増)
その他	441 (68) 名	16名増 (3名増)
合 計	3,438 (655) 名	4名減 (10名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

当期末使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169 (51) 名	11名増 (1名増)	41歳7ヶ月	14年5ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,942百万円
株式会社商工組合中央金庫	5,869百万円
株式会社三井住友銀行	4,451百万円
株式会社東日本銀行	1,350百万円
農林中央金庫	1,166百万円
株式会社りそな銀行	1,122百万円

II 会社の現況

1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **70,000,000株**
(2) 発行済株式の総数 **31,040,016株**
(自己株式4,814,260株を含む。)
(3) 株主数 **7,467名**
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
吉野石膏株式会社	3,296千株	12.57%
吉田 繁	2,269	8.66
J Kホールディングス従業員持株会	1,982	7.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,814	6.92
SMB建材株式会社	1,517	5.79
伊藤忠建材株式会社	1,104	4.21
公益財団法人PHOENIX	1,030	3.93
INTERACTIVE BROKERS LLC	780	2.97
吉田 隆	710	2.71
株式会社商工組合中央金庫	440	1.68

- (注) 1. 当社は自己株式4,814千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2025年4月7日、2025年12月5日及び2026年3月6日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。

① 2025年4月7日取締役会決議による取得

取得した株式の総数	普通株式	1,679,400株
株式の取得価額の総数		1,538,330,400円
取得日		2025年4月8日

② 2025年12月5日取締役会決議による取得

取得した株式の総数	普通株式	500,000株
株式の取得価額の総数		628,000,000円
取得日		2025年12月8日

③ 2026年3月6日取締役会決議による取得

取得した株式の総数	普通株式	515,200株
株式の取得価額の総数		770,739,200円
取得日		2026年3月9日

2. 新株予約権等の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木慶一郎	
専務取締役	吉田 輝	経営企画本部長兼グループ経営企画室長兼サステナビリティ推進室長
取締役	小川 明範	ジャパン建材㈱代表取締役社長執行役員
取締役	小柳 龍雄	ジャパン建材㈱取締役副社長執行役員
取締役	舘崎 和行	経営管理本部長兼財務経理部財務担当部長
取締役特別顧問	吉田 隆	
取締役（常勤監査等委員）	田端 裕和	
取締役（監査等委員）	谷内 豊	
取締役（監査等委員）	松田 昭博	
取締役（監査等委員）	松谷 美和	

- (注) 1. 情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
2. 取締役（監査等委員）谷内豊氏、松田昭博氏及び松谷美和氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（常勤監査等委員）田端裕和氏は、金融機関の要職を歴任後、子会社の管理担当取締役を経験する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外取締役（監査等委員）谷内豊氏は、金融機関出身であり海外勤務を経験するなど国際的な知見を有し、企業の取締役等経験しており、社外取締役（監査等委員）松田昭博氏は、金融機関の要職を歴任後、上場会社の取締役や企業の国際部門を経験する等、国際的な経営及び財務に相当な知見を有しており、社外取締役（監査等委員）松谷美和氏は弁護士としての経験により、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役3名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な損失がない時に限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役青木慶一郎氏、吉田輝氏、小川明範氏、小柳龍雄氏、館崎和行氏、吉田隆氏、監査等委員である取締役田端裕和氏、谷内豊氏、松田昭博氏及び松谷美和氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役（社外取締役を含む。）、管理職従業員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 報酬の決定に関する方針

当社の役員報酬は、全役員を対象とする固定報酬と取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とする業績連動報酬によって構成されており、これらの報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針等を、取締役会が定めた内規において次のように定めています。

- ・固定報酬の基準となる額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に
対して、その区分ごとに、社外の調査結果などをベンチマークとして決定
- ・業績連動報酬の基準となる額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して固定報酬額の2分
の1を目安に、売上及び利益等の計画及び前年度実績との比較などを通じた全社業績評価及び全社業績に
対する個人の貢献を加味して決定

b. 報酬等の決定方法等

上記方針の下で、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）ごとの具体的な固定報酬及び業績連動報酬の金額については、監査等委員である取締役を主な構成員とする任意の指名・報酬委員会で審議し決定します。指名・報酬委員会の活動状況については、都度、取締役会に報告されます。固定報酬は毎月均等に支払い、業績連動報酬は毎年度一定の期間に一括して支払います。

また、指名・報酬委員会は、監査等委員である取締役の報酬に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬と同様の手法をもってその原案を決定し、監査等委員会に報告します。個々の監査等委員である取締役ごとの具体的な固定報酬の金額は、監査等委員の協議によって決定します。

なお、取締役のうち子会社であるジャパン建材株式会社の業務執行取締役を兼任する者の報酬は同社が負担することとしており、当社は当該取締役に対する報酬を一切負担していません。

c. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は、売上及び利益等の計画及び前年度実績との比較とし、その実績は下記表になります。当該指標については、業績向上に対する意識を高めさせるため業績指標を反映した業績連動報酬としております。

※2025年3月期（前連結会計年度）

	期初計画(百万円)	実 績(百万円)	前年実績(2024年)(百万円)
売上高	400,000	393,258	388,910
経常利益	7,000	7,797	8,670
親会社株主に帰属する当期純利益	5,000	4,283	5,049

d. 当事業年度に係る取締役の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、指名・報酬委員会から取締役会において定められた報酬等の決定方針に沿って決定した旨の報告を受けており、その決定方法は取締役会の方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	157 (-)	97 (-)	48 (-)	11 (-)	- (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	30 (16)	29 (15)	- (-)	- (-)	1 (1)	7 (5)
合計 (うち社外役員)	187 (16)	126 (15)	48 (-)	11 (-)	1 (1)	10 (5)

- (注) 1. 役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2023年6月28日であり、その決議内容は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名に対し報酬限度額が年額600百万円以内、取締役 (監査等委員) 6名に対し報酬限度額が年額80百万円以内です。また、この報酬限度とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の限度を取締役6名 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対し年額30百万円とする旨、2023年6月28日の株主総会で決議いただいております。個々の取締役への支給時期及び配分については、取締役会にて決定することとしています。
2. 上記には、2025年6月26日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 3名 (うち社外取締役2名) 及び同日就任した社外取締役 (監査等委員) 1名を含めております。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役会は、委員長を取締役特別顧問吉田隆氏、委員を社外取締役 (監査等委員) 谷内豊氏、松谷美和氏が務める指名・報酬委員会に対し各取締役の基本報酬及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、過半数を社外取締役が務め、客観性・透明性を確保できるものと考え、評価を行うには指名・報酬委員会が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	谷内 豊	当事業年度開催の取締役会には25回の全てに出席、監査等委員会には14回の全てに出席しております。 金融機関での経験を活かし、金融・財務・企業統治等の専門的な立場から、業務執行を行う経営陣に対し独立した客観的視点で、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員を委嘱されており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	松田 昭博	当事業年度開催の取締役会には25回の全てに出席、監査等委員会には14回の全てに出席しております。 金融機関での経験を活かし、金融業に関する豊富な知識と様々な分野の高い見識から、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、必要に応じ発言をしております。また、監査等委員会において、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について必要に応じ発言をしております。
社外取締役 (監査等委員)	松谷 美和	就任後開催の取締役会には15回の全てに出席、監査等委員会には10回の全てに出席しております。 弁護士としての経験により、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、必要に応じ発言をしております。また、指名・報酬委員会の委員を委嘱されており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等	53
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手と報告を受けた上で、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主各位への安定的かつ継続的な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付け、収益の状況や経済金融情勢、今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、記念増配を実施したほか、自己株式の取得による株主還元などを行ってまいりました。

今後は、利益配分に関する基本方針及び配当に関する数値目標を以下に掲げますようにより明確な形でお示しすることといたしました。

【利益配分に関する基本方針】

累進配当制を採用し安定配当を継続することを基本としつつ、業績に対応した株主還元の充実に努めてまいります。

【配当に関する数値目標】

- ・新中期経営計画期間中の配当性向は30%以上を目安とします
- ・新中期経営計画最終年度のD O E（純資産配当率）は3%を目指します

なお、新中期経営計画期間のキャピタルアロケーションも別途定めており、営業キャッシュ・フローを原資に、M & AやI T・設備投資などの成長投資に充当するほか、株主還元の拡充、有利子負債の削減等財務基盤の強化に活用いたします。

当期の配当につきましては、期初予想通り、1株当たり第2四半期末配当25円、期末配当30円の合計55円とし、前期実績45円から10円の増配となります。

次期の配当につきましては、上記記載の基本方針等に沿って、1株当たり第2四半期末配当を30円、期末配当を30円の合計60円を予定しており、当期比5円の増配を予定しております。

なお、新中期経営計画にあわせて、上記の株主還元策を含むキャピタルアロケーションや資本コストを踏まえたR O E（自己資本利益率）の目標、D E レシオ（負債資本倍率）や自己資本比率を用いたバランスシートの管理の方針等を「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」として取りまとめ、当社ホームページに開示しておりますので、あわせてご覧ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	143,433
現金及び預金	44,340
受取手形、売掛金及び契約資産	57,899
電子記録債権	20,674
商品及び製品	15,368
仕掛品	762
原材料及び貯蔵品	2,240
その他	2,307
貸倒引当金	△161
固定資産	74,244
有形固定資産	60,936
建物及び構築物	13,196
機械装置及び運搬具	1,387
土地	45,239
リース資産	437
建設仮勘定	416
その他	259
無形固定資産	1,752
のれん	506
その他	1,245
投資その他の資産	11,555
投資有価証券	5,568
破産更生債権等	322
賃貸不動産	1,567
退職給付に係る資産	960
繰延税金資産	695
その他	2,807
貸倒引当金	△364
資産合計	217,677

科目	金額
負債の部	
流動負債	132,012
支払手形及び買掛金	44,476
電子記録債務	62,747
短期借入金	6,765
1年内返済予定の長期借入金	6,410
コマーシャル・ペーパー	3,000
リース債務	339
未払法人税等	1,350
契約負債	142
賞与引当金	1,614
役員賞与引当金	129
その他	5,037
固定負債	19,384
長期借入金	10,700
リース債務	524
繰延税金負債	2,396
再評価に係る繰延税金負債	1,577
退職給付に係る負債	844
役員退職慰労引当金	294
資産除去債務	158
その他	2,887
負債合計	151,397
純資産の部	
株主資本	61,073
資本金	3,195
資本剰余金	6,725
利益剰余金	55,849
自己株式	△4,697
その他の包括利益累計額	3,059
その他有価証券評価差額金	2,129
繰延ヘッジ損益	19
土地再評価差額金	294
退職給付に係る調整累計額	615
非支配株主持分	2,146
純資産合計	66,280
負債及び純資産合計	217,677

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		398,820
売上原価		350,797
売上総利益		48,023
販売費及び一般管理費		41,588
営業利益		6,434
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	
仕入割引	292	
不動産賃貸料	249	
その他	442	1,213
営業外費用		
支払利息	362	
その他	134	497
経常利益		7,151
特別利益		
固定資産売却益	57	
投資有価証券売却益	19	76
特別損失		
固定資産売却損	50	
固定資産除却損	27	
減損損失	1	78
税金等調整前当期純利益		7,150
法人税、住民税及び事業税	2,964	
法人税等調整額	69	3,034
当期純利益		4,115
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		4,033

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,816
現金及び預金	3,279
前払費用	225
未収入金	579
関係会社短期貸付金	10,827
その他	41
貸倒引当金	△3,136
固定資産	60,429
有形固定資産	39,179
建物	7,228
構築物	392
船舶	0
機械装置	94
車両運搬具	117
工具、器具及び備品	142
土地	30,817
リース資産	365
建設仮勘定	21
無形固定資産	1,105
借地権	429
ソフトウェア	205
リース資産	419
施設利用権	51
投資その他の資産	20,143
投資有価証券	4,453
関係会社株式	14,908
出資金	260
関係会社出資金	103
長期貸付金	0
敷金	110
その他	325
貸倒引当金	△19
資産合計	72,246

科目	金額
負債の部	
流動負債	33,976
短期借入金	24,000
コマーシャル・ペーパー	3,000
1年内返済予定の長期借入金	5,599
リース債務	312
未払金	418
未払費用	143
未払法人税等	46
未払消費税等	124
預り金	152
賞与引当金	111
役員賞与引当金	42
その他	27
固定負債	13,519
長期借入金	9,325
リース債務	472
退職給付引当金	59
再評価に係る繰延税金負債	1,571
繰延税金負債	1,588
その他	502
負債合計	47,496
純資産の部	
株主資本	22,584
資本金	3,195
資本剰余金	6,715
資本準備金	6,708
その他資本剰余金	7
利益剰余金	17,370
利益準備金	489
その他利益剰余金	16,880
固定資産圧縮積立金	1,461
別途積立金	11,900
繰越利益剰余金	3,519
自己株式	△4,697
評価・換算差額等	2,165
その他有価証券評価差額金	1,879
土地再評価差額金	285
純資産合計	24,749
負債及び純資産合計	72,246

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		7,378
営業費用		5,100
営業利益		2,277
営業外収益		
受取利息及び配当金	272	
生命保険配当金	29	
助成金収入	57	
その他	27	387
営業外費用		
支払利息	517	
貸倒引当金繰入額	646	
その他	8	1,172
経常利益		1,493
特別利益		
固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	0	24
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	0	
関係会社株式評価損	19	22
税引前当期純利益		1,494
法人税、住民税及び事業税	△70	
法人税等調整額	45	△24
当期純利益		1,519

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

J Kホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浦上卓也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤健一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J Kホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Kホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

J K ホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浦上卓也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤健一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J K ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からの職務の執行の関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ グループ各社を含めた内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

J Kホールディングス株式会社 監査等委員会

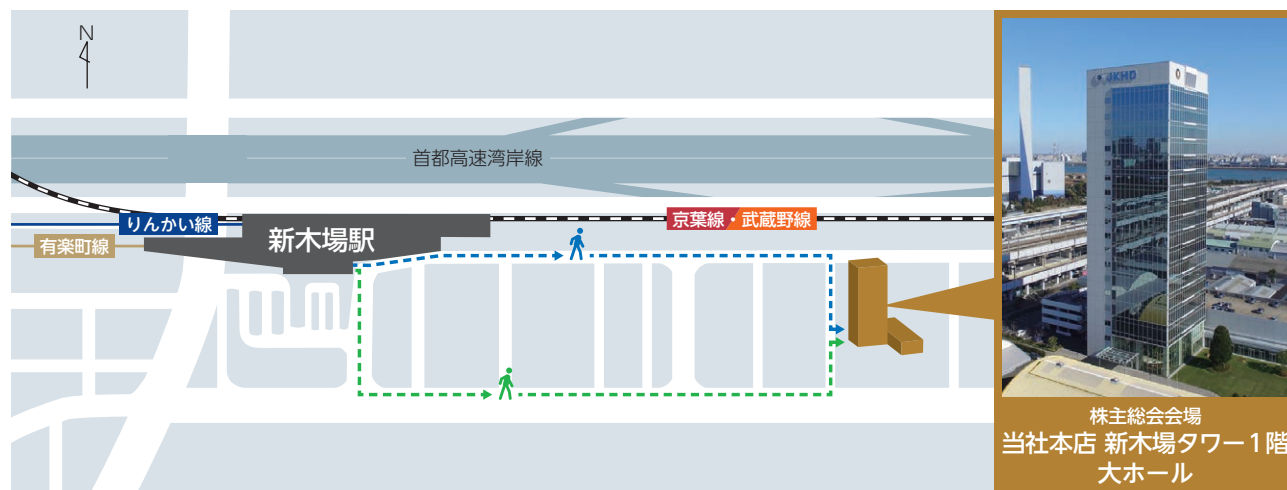
常勤監査等委員	田端裕和	㊞
監査等委員（社外取締役）	谷内豊	㊞
監査等委員（社外取締役）	松田昭博	㊞
監査等委員（社外取締役）	松谷美和	㊞

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

会場 当社本店 新木場タワー 1階 大ホール
東京都江東区新木場一丁目7番22号 TEL：03-5534-3800



交通 JR **京葉線** **武蔵野線**
東京メトロ **有楽町線**
東京臨海高速鉄道 **りんかい線**

新木場駅下車 ▶ 徒歩約7分



JKホールディングス株式会社

